

## いちご訪問看護ステーション 重要事項説明書

### 1 当事業所の概要

#### (1) 事業所の概要

事業所名	株式会社 EMK いちご訪問看護ステーション
所在地	池袋事業所 東京都豊島区池袋 2 - 33 - 17 オリエントハイツ 202 北区事業所 東京都北区豊島 1 - 35 - 16 ヒルクレスト根岸 1階
連絡先	03 - 6907 - 1836
管理者名	茂木 明日香
サービス種類	訪問看護
介護保険指定番号	1361690389 号
サービス提供地域	豊島区全域 板橋区、練馬区、北区、文京区、足立区、中野区、新宿区の一部

※サービス提供地域について、提供地域以外の方はご相談ください。

#### (2) 営業時間

月～土曜日	午前 8 : 30 ~ 午後 5 : 30
定休日	日曜日、年末年始 (12月30日～1月3日)

#### (3) 職員体制

	資格	常勤	非常勤	計
管理者	看護師	1名	0名	1名
看護師	正看護師、准看護師	4名	6名	10名
理学療法士		3名	2名	5名

### 2 当事業所の連絡窓口 (相談・苦情・キャンセル連絡など)

**TEL : 03—6907—1836**

担当者： 茂木 明日香

受付時間：午前 8 : 30～午後 5 : 30 月曜日から土曜日

※営業時間外の電話は、担当者の携帯電話に繋がりますので長めにコールしていただくようお願いいたします。

また、緊急の連絡窓口になりますので 10 分以上のカウンセリングや雑談などの対応はいたしかねます。

ご了承くださいますようお願い申し上げます。

※ご不明な点やご相談についてはケアマネージャー及び各市区町村でも受付けております。

【豊島区】 介護保険課相談グループ 03-3981-1318	【板橋区】 介護保険課管理相談係 03-3579-2357
【北区】 介護保険課給付調整係 03-3908-1286	【練馬区】 介護保険課管理係 03-5984-2863
【新宿区】 介護保険課給付係 03-5273-3497	【文京区】 介護保険課介護保険相談係 03-5803-1383
【中野区】 介護保険課介護事業者係 03-3228-8878	
【足立区】 介護保険課事業者指導係 03-3880-5746	

### 3 事業の目的・運営方針

#### (1) 目的

要介護状態と認定されたご利用者様に対し、訪問看護のサービスを提供し、居宅においてご利用者様がより自立した日常生活を営むことができるように、支援することを目的にサービスを提供します。

#### (2) 運営方針

ご利用者様の心身状態に応じた適切な訪問看護のサービスを、24 時間体制で提供します。訪問看護のサービス実施にあたり、サービス従事者の確保・教育・指導に努め、ご利用者様個々の主体性を尊重して、地域の保健医療・福祉など関係機関との連携により、総合的な訪問看護のサービス提供に努めます。

## 4 提供するサービスの内容と禁止行為について

### (1) 提供するサービスの内容

サービス区分と種類	サービスの内容
訪問看護計画の作成	主治医の指示並びに利用者に係る居宅介護支援事業所が作成した居宅（介護予防）サービス計画（ケアプラン）に基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセスメントをし、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた訪問看護計画を作成します。
訪問看護の提供	訪問看護計画に基づき、訪問看護を提供します。 具体的な訪問看護の内容 ①病状の観察 ②床ずれの予防及び処置 ③日常生活介助 ④清潔保持介助 ⑤カテーテル等の医療器具管理 ⑥リハビリテーション指導 ⑦在宅ケアに関する諸サービスの情報提供 ⑧ご家族・介護者の看護に関する相談や指導 ⑨介護や福祉制度の相談 ⑩その他主治医の指示に基づく必要な看護 ⑪介護予防訪問看護（口腔ケア・栄養指導・リハビリ・身体維持機能等） ⑫その他サービス（療養相談・助言等）

### (2) 看護師等の禁止行為

看護師等はサービスの提供に当たって、次の行為は行いません。

- ① 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ② 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ③ 利用者の同居家族に対するサービス提供
- ④ 利用者の居宅での飲酒、喫煙
- ⑤ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急、やむを得ない場合を除く）
- ⑥ その他利用者又は家族等に対して行う宗教・政治・営利活動、その他迷惑行為

### (3) サービス利用上の禁止行為

利用者様またはご家族による看護師等に対する以下のハラスメント行為を禁止しています。

- ① サービスに必要なことを強制的に行わせること
- ② 看護師等の指摘・指示を無視すること
- ③ 故意に必要な情報や連絡事項を与えないこと
- ④ 不必要な身体への接触
- ⑤ 容姿および身体上の特徴に関する不必要な発言・質問
- ⑥ 性的および身体上の事柄に関する不必要な発言・質問
- ⑦ 個人を中傷するうわさの流布及び個人のプライバシーの侵害
- ⑧ 交際・性的関係の強要
- ⑨ わいせつ図画の閲覧、配布、掲示
- ⑩ 身体的暴力行為を行うこと
- ⑪ 人格を傷つける発言を行うこと
- ⑫ 一方的に恫喝すること
- ⑬ 私物を意図的に壊すことや隠すこと
- ⑭ その他前各号に準ずる言動を行うこと

### (4) サービスの提供にあたって

- ① サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容を確認させていただきます。
- ② 利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、必要と認められるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する 30 日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとします。
- ③ 主治医の指示並びに居宅介護支援事業所又は地域包括支援センターが作成する「ケアプラン」に基づき、利用者及び家族の意向を踏まえて「訪問看護計画」を作成します。
- ④ サービス提供は「訪問看護計画」に基づいて行ないます。尚、「訪問看護計画」は、利用者等の心身の状況や意向な

どの変化により、必要に応じて変更することができます

- (5) 看護師等に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて当事業者が行いません。実際の提供は、利用者の心身の状況や意向に十分な配慮を行いません。
- (6) サービス提供の時間は、別の訪問や緊急訪問等による遅れなど、時間帯が前後することがあります。尚、**15分程度の遅れの場合、連絡せずに最短で訪問できるように致しますのでご了承ください。**
- (7) 代行訪問・振替訪問に関して、基本的には定期日時でスケジュールを組んでおりますが、担当者や業務の都合上、振替訪問及び代行者による訪問をご依頼する事がありますので、ご了承ください。
- (8) 同行訪問に関して、**弊社では研修や実務評価及びご利用者様の情報共有を理由に複数名での訪問のご依頼をさせて頂いた事があります。**尚、予めご理解をいただいてからの実施としております。
- (9) 枠の確保については基本的には変更することはございません。しかし、ルート状況によっては時間変更の必要がある場合、入院やショートステイ利用などで14日以上に渡るサービスの休止があった場合は15日以降にその時間に他のご利用者様からの希望があればご相談させて頂く場合があります。

## 5. 高齢者等の虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 高齢者等の虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	茂木 明日香
-------------	--------

- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 苦情解決体制を整備しています。
- (4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- (5) 介護相談員を受入れます。
- (6) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

## 6. 秘密の保持と個人情報の保護について

① 利用者及びその家族に関する秘密の保持について	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めます。</li> <li>② 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という）は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後も継続します。</li> <li>③ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。</li> </ul>
② 個人情報の保護について	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても同様です。</li> <li>② 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。</li> <li>③ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示します。開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。</li> <li>④ 事業者は、訪問看護サービスに必要な介護予防・訪問看護記録、介護予防・訪問看護計画書、介護予防・訪問看護報告書、介護予防・訪問看護情報提供書を主治医やケアマネージャー、関係施設以外への送付・使用を致しません。</li> </ul>

## 7. 利用料金

(1) 介護保険 1単位=11.40円(1級地) 准看護師が訪問した場合は利用料金の90/100となります

保健師・看護師が訪問した場合								
所要時間	20分未満		30分未満		60分未満		90分未満	
	訪問看護	介護予防	訪問看護	介護予防	訪問看護	介護予防	訪問看護	介護予防
通常	3,579円	3,454円	5,369円	5,141円	9,382円	9,051円	12,859円	12,426円
1割負担	358円	346円	537円	515円	939円	906円	1,286円	1,243円
2割負担	716円	691円	1,074円	1,029円	1,877円	1,811円	2,572円	2,486円
3割負担	1,074円	1,036円	1,611円	1,543円	2,814円	2,716円	3,858円	3,728円
単位数	314単位	303単位	471単位	451単位	823単位	794単位	1,128単位	1,090単位

理学療法士等が訪問した場合					
所要時間	20分		40分		60分
	訪問看護	介護予防	訪問看護	介護予防	訪問看護
通常	3,351円	3,237円	6,703円	6,475円	9,063円
1割負担	336円	324円	671円	648円	907円
2割負担	671円	648円	1,341円	1,295円	1,813円
3割負担	1,006円	972円	2,011円	1,943円	2,719円
単位数	294単位	284単位	588単位	568単位	795単位

リハビリ職による訪問は、その訪問が看護業務の一環としてリハビリテーションを中心としたものである場合に、看護職員の代わりに訪問させるものです。

### (加算・減算項目)

(予防) 緊急訪問看護加算 I	6,840円 1割負担 684円 2割負担 1368円 3割負担 2052円	厚生労働大臣が定める下記の基準に適合し、都道府県知事等に届け出をした場合には、その基準で規定されている区分に従い、上記の利用料金に加算されます。
単位数	600単位	
(予防) 特別管理加算 I	5,700円 1割負担 570円 2割負担 1140円 3割負担 1710円	厚生労働大臣が定める下記の基準で規定されている区分に従い、料金を加算されます。 ◇以下に該当する状態にあるご利用者に対して計画的な管理を行った場合 ○Iを算定する場合は在宅悪性腫瘍患者指導管理もしくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態または気管カニューレもしくは留置カテーテルを使用している状態 ○IIを算定する場合は①在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理、在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態。②人工肛門又は人工膀胱を設置している状態。③真皮を超える褥瘡の状態 ④点滴注射を週3日以上行う必要があると認められる状態
単位数	500単位	
(予防) 特別管理加算 II	2,850円 1割負担 285円 2割負担 570円 3割負担 855円	新規に訪問看護計画を作成したご利用者に対して、初回若しくは初回のサービスを行った月の属する月にサービスを行った場合において、初回加算を算定することができます。
単位数	250単位	
(予防) 初回加算(I)	3,990円 1割負担 399円 2割負担 798円 3割負担 1,197円	
(予防) 初回加算(II)	3,420円 1割負担 342円 2割負担 684円 3割負担 1,026円	
単位数	350単位/300単位	

早朝・夜間加算	通常料金×125%	6:00～8:00、18:00～22:00
深夜加算	通常料金×150%	22:00～明朝6:00
(予防) 長時間加算	3,420円 1割負担342円 2割負担684円 3割負担1026円	特別管理加算対象者で90分以上を超えて訪問看護を実施する場合
単位数	300単位	
(予防) 複数名訪問加算(Ⅰ)	2,895円 1割負担290円 2割負担579円 3割負担869円	(Ⅰ)複数の看護師による訪問・30分未満
(予防) 複数名訪問加算(Ⅱ)	2,292円 1割負担229円 2割負担459円 3割負担688円	(Ⅱ)看護師と看護補助者による訪問・30分未満
単位数	(Ⅰ)254単位 (Ⅱ)201単位	
(予防) 複数名訪問加算(Ⅰ)	4,590円 1割負担459円 2割負担917円 3割負担1,377円	(Ⅰ)複数の看護師による訪問・30分以上
(予防) 複数名訪問加算(Ⅱ)	3,614円 1割負担362円 2割負担723円 3割負担1,084円	(Ⅱ)看護師と看護補助者による訪問・30分以上
単位数	(Ⅰ)402単位 (Ⅱ)317単位	
ターミナルケア加算	28,500円 1割負担2250円 2割負担4500円 3割負担6750円	厚生労働大臣が定める下記の基準に適合し、都道府県知事等に届出をした場合には、その基準で規程されている区分に従い、上記の利用料金に加算することができます。◇以下に該当する場合において、ターミナルケア加算を算定することができます。①死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上ターミナルケアを実施していること。②主治医との連携の下に、訪問看護におけるターミナルケアに係る計画及び支援体制についてご利用者及びそのご家族等に対して説明を行い、同意を得てターミナルケアを実施していること。
単位数	2,500単位	
(予防) 退院時共同指導加算	6,840円 1割負担684円 2割負担1368円 3割負担2052円	病院、診療所又は介護老人保健施設に入院中又は入所中のご利用者が退院又は退所するに当たり、訪問看護事業所の看護師等(准看護師を除く。)が、退院時共同指導を行った後に、ご利用者が退院又は退所され、サービスを行った場合に加算することができます。特別な管理を必要とするご利用者については2回算定する場合があります。
単位数	600単位	
看護・介護職員連携強化加算	2,850円 1割負担285円 2割負担570円 3割負担855円	訪問介護員等が当該事業所の利用者に対し社会福祉士及び介護福祉士法施行規則。医師の指示の下に行われる行為を円滑に行うための支援を行った場合は、1月1回に限り加算する。
単位数	250単位	
定期巡回・随時対応型訪問 介護看護事業所と連携する 場合	33,755円 1割負担3,376円 2割負担6,751円 3割負担10,127円	

## (2) 医療保険

※准看護師が訪問した場合は、【 】内の料金となります。※理学療法士等の訪問は、週4回以降も週3回までと同料金となります。

		料金	1割	2割	3割
基本療養費Ⅰ 週3回まで		5,550円【5,050円】	560円【510円】	1,110円【1,010円】	1,670円【1,520円】
基本療養費Ⅰ 週4回以降		6,550円【6,050円】	670円【610円】	1,310円【1,210円】	1,970円【1,820円】
緩和ケア又は緩和ケアに係る専門的な研修を受けた看護師による場合		12,850円			
基本療養費Ⅱ（同一建物居住者で同一日に2人訪問した場合）	週3日目まで	5,550円【5,050円】	560円【510円】	1,110円【1,010円】	1,670円【1,520円】
	週4日目以降	6,550円【6,050円】	670円【610円】	1,310円【1,210円】	1,970円【1,820円】
基本療養費Ⅱ（同一建物居住者で同一日に3人訪問した場合）	週3日目まで	2,780円【2,530円】	280円【250円】	560円【510円】	830円【760円】
	週4日目以降	3,280円【3,030円】	330円【300円】	660円【610円】	980円【910円】
基本療養費Ⅲ		8,500円	ご利用者様が入院中であり、在宅療養に備えて一時的に外泊をしているものに対し、その者の主治医から交付を受けた訪問看護指示書及び訪問看護計画書に基づき訪問看護を行った場合に算定する料金です。		

訪問看護管理療養費	月の初日の場合	7,670円 1割負担 767円 2割負担1,534円 3割負担2,301円	指定訪問看護を行うにつき安全な提供体制が整備されている訪問看護ステーションであって、利用者に対して訪問看護基本療養費及び精神科訪問看護基本療養費を算定すべき指定訪問看護を行っているものが、当該利用者に係る訪問看護計画書及び訪問看護報告書並びに精神科訪問看護計画書及び精神科訪問看護報告書を当該利用者の主治医に対して提出するとともに、当該利用者に係る指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を継続して行った場合に、訪問の都度算定する。
訪問看護管理療養費1	月の2回目以降	3,000円 1割負担 300円 2割負担 600円 3割負担 900円	

## (3) 医療保険（精神科）

			精神訪問看護基本療養費Ⅰ							
			料金	1割		2割		3割		
保健師、看護師、又は作業療法士による場合	週3日目まで	30分未満	4,250円	430円		850円		1,280円		
		30分以上	5,550円	560円		1,110円		1,670円		
	週4日目以降	30分未満	5,100円	510円		1,020円		1,530円		
		30分以上	6,550円	660円		1,310円		1,970円		
准看護師による場合	週3日目まで	30分未満	3,870円	390円		770円		1,160円		
		30分以上	5,050円	510円		1,010円		1,520円		
	週4日目以降	30分未満	4,720円	470円		940円		1,420円		
		30分以上	6,050円	610円		1,210円		1,820円		
			精神訪問看護基本療養費Ⅲ							
			同一日に2名				同一日に3名以上			
			料金	1割	2割	3割	料金	1割	2割	3割
保健師、看護師、又は作業療法士による場合	週3日目まで	30分未満	4,250円	430円	850円	1,280円	2,130円	210円	430円	640円
		30分以上	5,550円	560円	1,110円	1,670円	2,780円	280円	560円	830円
	週4日目以降	30分未満	5,100円	510円	1,020円	1,530円	2,550円	260円	510円	770円
		30分以上	6,550円	660円	1,310円	1,970円	3,280円	330円	660円	980円
准看護師による場合	週3日目まで	30分未満	3,870円	390円	770円	1,160円	1,940円	190円	390円	580円
		30分以上	5,050円	510円	1,010円	1,520円	2,530円	250円	510円	760円
	週4日目以降	30分未満	4,720円	470円	940円	1,420円	2,360円	240円	470円	710円
		30分以上	6,050円	610円	1,210円	1,820円	3,030円	300円	610円	910円

		精神訪問看護基本療養費Ⅳ			
		料金	1割	2割	3割
入院中であって、主治医より在宅療養に備えて一時的に外泊を認められたものに対して、精神訪問看護指示書および精神訪問看護計画書に基づき、サービスを行った場合に入院中1回（厚生労働省が定める特掲診療料の施設基準等・別表七、八については2回まで）に限り算定します。		8,500円	850円	1,700円	2,550円
訪問看護管理療養費	月の初日の場合	7,670円 1割負担 767円 2割負担 1,534円 3割負担 2,301円	指定訪問看護を行うにつき安全な提供体制が整備されている訪問看護ステーションであって、利用者に対して訪問看護基本療養費及び精神科訪問看護基本療養費を算定すべき指定訪問看護を行っているものが、当該利用者に係る訪問看護計画書及び訪問看護報告書並びに精神科訪問看護計画書及び精神科訪問看護報告書を当該利用者の主治医に対して提出するとともに、当該利用者に係る指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を継続して行った場合に、訪問の都度算定する。		
訪問看護管理療養費 1	月の2日目以降	3,000円 1割負担 300円 2割負担 600円 3割負担 900円			

### 医療保険（各種加算）

項目	料金	1割	2割	3割
1. 難病等複数回訪問加算（1日2回）	4,500円	450円	900円	1,350円
2. 難病複数回訪問加算（1日3回以上）	8,000円	800円	1,600円	2,400円
2. 24時間対応体制加算 月1回	6,800円	680円	1,360円	2,040円
3. 緊急訪問看護加算（精神含む） 月14日目まで（1日につき）	2,650円	265円	530円	795円
緊急訪問看護加算（精神含む） 月15日目以降（1日につき）	2,000円	200円	400円	1,200円
4. 訪問看護ターミナルケア療養費 1	25,000円	2,500円	5,000円	7,500円
5. 訪問看護ターミナルケア療養費 2	10,000円	1,000円	2,000円	3,500円
6. 特別管理加算	2,500円	250円	500円	750円
7. 特別管理加算（重症度の高い利用者）	5,000円	500円	1,000円	1,500円
8. 訪問看護情報提供療養費 1（1月につき）	1,500円	150円	300円	450円
9. 訪問看護情報提供療養費 2（1月につき）	1,500円	150円	300円	450円
10. 訪問看護情報提供療養費 3（1月につき）	1,500円	150円	300円	450円
11. 在宅患者緊急カンファレンス加算 月2回まで	2,000円	200円	400円	600円
12. 長時間訪問看護加算 週1日	5,200円	520円	1,040円	1,560円
13. 精神科重症患者支援管理連携加算	精神科在宅患者支援管理料2のイを算定する利用者：8,400円 1割負担840円 2割負担1,680円 3割負担2,520円 精神科在宅患者支援管理料2のロを算定する利用者：5,800円 1割負担580円 2割負担1,160円 3割負担1,740円 自立（支援の場合自己負担が変わる）			
14. 退院支援指導加算	6,000円	600円	1,200円	1,800円
15. 退院時共同指導加算	8,000円	800円	1,600円	2,400円
16. 在宅患者連携指導加算 月1回	3,000円	300円	600円	900円
17. 乳幼児加算（1日につき）	1,800円	180円	360円	540円
厚生労働大臣が定める者以外の場合	1,300円	130円	260円	390円
18. 看護・介護職員連携強化加算	2,500円	250円	500円	750円
19. 複数名訪問看護加算 看護師等（1日複数回）	1日1回：4,500円 1日2回：9,000円 1日3回以上 14,500円	450円 900円 1,450円	900円 1,800円 2,900円	1,350円 2,700円 4,350円

20. 複数名訪問看護加算 准看護師(1日複数回)	1日1回:3,800円 1日2回:7,600円 1日3回以上: 12,400円	380円 760円 1,240円	760円 1,520円 2,480円	1,140円 2,280円 3,720円
21. 複数名訪問看護加算 看護補助(週1日)	1日1回:3,000円	300円	600円	900円
22. 深夜訪問看護加算(PM10時からAM6時)	4,200円	420円	840円	1,260円
23. 夜間・早朝訪問看護加算(AM6時から8時、PM5時からPM10)	2,100円	210円	420円	630円
24. 特別管理指導加算(退院時共同指導加算)	2,000円	200円	400円	600円
25. DX情報活用加算 月1回	50円	5円	10円	15円
26. 訪問看護ベースアップ評価料	780円	78円	156円	234円

## 介護保険給付対象外サービス

介護保険給付対象外のサービス利用料金は、全額ご利用者様の負担になります。

複写物	1枚につき	11円(税込)
駐車場代	駐車許可証が認められない場合	実費
公共交通機関の料金	公共交通機関を使用した場合	実費
衛生材料費	医療機関から提供される以外の物	実費
90分を超えた場合	保険の適応とならない場合	2,500円 / 30分(税込)
保険外サービス	保険の適応とならない場合	10,000円 / 時間(税込)
エンゼルケア	処置を行った場合	20,000円(税込)

### (1) 交通費

通常の事業の実施地域を越える場合は、下記の交通費をいただきます。

交通費	1kmにつき	110円(税込)
-----	--------	----------

### (2) キャンセル料金

① ご利用日の前営業日の17時までにご連絡いただいた場合	無料
② ご利用日の前営業日の17時までにご連絡がなかった場合	1,500円(税込)

ご利用者様のご都合でサービスを中止する場合は、上記のキャンセル料金を頂きます。

キャンセルをされる場合は、至急事業所までご連絡ください。

### (3) 利用料金などのお支払方法

毎月月末締めとし、当該月分のご利用料金を翌月15日までに請求しますので、27日(祝祭日、休日の場合は直後の平日)に、指定する口座より引き落としか銀行振込にてお支払いいただきます。尚、振込手数料はご負担ください。やむを得ない場合に限り現金での集金とさせていただきます。

## 8. サービスの利用方法

### サービスの利用開始

訪問看護計画作成と同時に契約を結んだ後、サービス提供を開始いたします。なお、居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

まずはお電話などでお申し込みください。当社職員がお伺いしてご説明いたします。



## (1) サービス中止について

- ① ご利用者様が、病気・ケガなどで健康上に問題がある場合や、サービス当日の健康チェックの結果、体調が悪い場合は、サービスの変更または中止をする場合があります。
- ② 訪問看護のサービスご利用中に体調が悪くなった場合は、サービスを中止する場合があります。その場合は、ご家族様または緊急連絡先に連絡するとともに、必要な措置を適切に行います。
- ③ 感染症が明らかになった場合
  - ・ご利用者様に、他のご利用者様の健康に影響を与える可能性のある疾患（感染症）が明らかになった場合は、速やかに事業所に申告してください。治癒するまで、サービスのご利用はお断りする場合があります。
- ④ 自動終了（以下に該当する場合は、通知が無い場合でも自動的にサービスが終了します）
  - ・ご利用者様が介護保険施設に入所した場合
  - ・介護保険給付でサービスを受けていたご利用者様の要介護認定区分が、非該当〔自立〕と認定された場合  
※非該当〔自立〕と認定された場合は、条件を変更して再度契約することができます。
  - ・ご利用者様が亡くなられた場合
- ⑤ 契約解除
  - ・当事業所が、正当な理由なくサービスを提供しない場合・守秘義務に反した場合・ご利用者様やご家族様などに対して、社会通念を逸脱する行為を行った場合や、当事業所が破産した場合は、文書で通知することで、ご利用者様は即座に契約を解約することができます。
  - ・ご利用者様が、サービス利用料金の支払いを3ヶ月以上遅延し、料金を支払うように催告したにもかかわらず30日以内に支払われない場合や、当事業所や当事業所のサービス従事者に対して、本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することで、当事業所におけるサービス提供を即座に終了させていただく場合があります。

## 9、緊急時および事故発生時の対応方法

- (1) 緊急時および事故発生時にあたっては、緊急対応のうえ利用者の主治医へ連絡し医師の指示に従います。また、登録されている緊急連絡先に連絡いたします。
- (2) サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の介護支援専門員（または地域包括支援センター）及び市町村などへ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- (3) 災害時や天災時は訪問できないことがございます。その際はできるだけご連絡いたしますが、災害規模によってはご連絡できない場合もあります。訪問ができなかった場合の料金は発生しません。また、訪問できなかったことによりご利用者様に不利益が生じた場合の責任は負いかねます。ご了承ください。

## 10、身分証携行義務

訪問看護員は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

## 11、心身の状況の把握

訪問看護の提供にあたっては、居宅介護支援事業所が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

## 12、居宅介護支援事業所等との連携

- (1) 訪問看護の提供に当たり、居宅介護支援事業所、地域包括支援センター及び保健医療サービスまたは福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。
- (2) サービス提供の開始に際し、この重要事項説明に基づき作成する「訪問看護計画」の写しを、利用者の同意を得た上で居宅介護支援事業所又は地域包括支援センターに速やかに送付します。
- (3) サービスの内容が変更された場合またはサービス提供契約が終了した場合は、その内容を記した書面またはその写しを速やかに居宅介護支援事業所又は地域包括支援センターに送付します。

### 13、サービス提供の記録

- (1) 訪問看護の実施ごとに、そのサービスの提供日、内容を、サービス提供の終了時に利用者の確認を受けることとします。
- (2) 利用者の状態を適切に把握するため、また患部や皮膚状態を記録するために写真を撮ることがあります。(適正に保管・管理致します)
- (3) 訪問看護の実施ごとに、サービス提供の記録を行うこととし、その記録は完結の日から2年間保存します。
- (4) 利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。ただし、複写物の印刷費用は利用者の負担となります。

### 14、衛生管理等

- (1) 看護師等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- (2) ステーションの設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。